

平成20年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成21年3月10日(火)午前10時00分～

2 開催場所 14大会議室

3 出席者

(1) 委員 A

B

C

D

E

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

会 長 [開会]

会 長 おはようございます。時間になりましたので、平成20年度第2回個人情報保護運営審議会を開会したいと思います。

今日は審議事項が2件、報告が1件予定されております。

それでは早速、審議に移りたいと思います。案件は2件ありますので、1件ずつ実施機関の御説明を頂いた後で、内容について審議するという手順で進めていきたいと思います。

1件目の議題ですが、平成20年度諮問第3号「市税等の口座振替データの受け渡し事務について」、実施機関より説明を頂きたいと思います。

[実施機関による説明]

会 長 ありがとうございます。

訂正箇所が1か所ありましたが、もう一回御説明いただけますか。

実施機関 別紙の「電送システムの概要」の下側、②中、「出納担当者」を「各課の担当者」に、御訂正をお願いしたいと思います。

会 長 それでは、今御説明いただきました諮問内容に関しまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

これは、直接内容とは関係ないのですが、最後に説明された他市の状況のところ、要するに他の市は既に実施済みで、宇都宮市はまだ実施していない

ということですね。このあたりはどのように理解したらよいのでしょうか。

実施機関 本市の場合は件数が多いということもありまして、金融機関側でもそれなりの準備が必要だったということです。指定金融機関である足利銀行においても、他市に対する対応に比べて本市に対する対応が遅れていたという事実がありました。

それと、件数が多かったことから、実施機関側では振り込みの依頼の方を先行して対応したということもございます。

会 長 各委員からはいかがでしょうか。

D委員 別紙の図の⑤ですが、相手の銀行側で引き落としの処理が行われて、その後市に連絡があるわけですが、その相手側の銀行には、データが残ることになります。その件についてはどのような形で対応していますか。

実施機関 相手方の銀行側に残る記録については、必要な日数、おおむね6日間程度ですが、その後消える取扱いになっています。

D委員 消えるということですね。

会 長 今回の内容は、基本的には、他の市が先行して進めている方法とほとんど同じだという理解でよろしいですか。

実施機関 これにつきましては、もともと金融機関の方にそのようなサービスが用意されているわけです。足利銀行の場合ですと、振り込みのサービスも、引き落としのサービスもあり、同じ業務の中のメニューの追加申し込みという形になっています。どの金融機関でもこのような取扱いは既に整備されております。ただし、市の場合には取扱い件数が多いので、念のために事前にいろいろテストを行って、処理上支障がないかどうか検証する必要があります。

会 長 他はいかがでしょう。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、質疑はこれで終了したいと思います。

[実施機関（出納室）退室]

会 長 それでは、今御説明いただきました諮問の内容について御審議いただきたいと思えます。

電子計算組織の結合を行って差し支えないか、あるいは行うべきではないかという判断になるかと思えますが、この点について御意見いかがでしょう

か。

念のためお一人お一人御判断いただいてよろしいですか。それでは、C委員，いかがでしょうか。

C委員 平成19年度の個人情報保護運営審議会で審議したものに、今度は個人の市民からの口座振り込みの追加ということですので、私は問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。D委員，いかがですか。

D委員 セキュリティの件についても問題ないと思いますので、この件につきましては問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。E委員，いかがですか。

E委員 業務の追加という形であり、承認したいと思います。

会 長 B委員，いかがでしょうか。

B委員 承認ということで。

会 長 それでは、全員一致で承認という御意見を頂きましたので、諮問のとおり電子計算組織の結合を行って差し支えないと判断したいと思います。

それでは、答申については承認の方向で、会長一任で作成するというところで御了解をお願いしたいと思います。

次に、2件目の議題であります平成20年度諮問第4号「（仮称）第3図書館プレイルームに設置する防犯カメラによる個人情報の収集について」、実施機関より御説明を頂きたいと思います。

[実施機関による説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました内容について、質問、確認等をお願いしたいと思います。

E委員 まず2点ほど。このプレイルームの利用者の年齢層はどのあたりを考えていますか。次に、本市の図書館全体で、防犯カメラが他にあるのかないのか。その2点をお願いします。

実施機関 利用者の年齢層ですが、乳幼児とその保護者、それと、子供までの利用を想定しています。

E委員 どのくらいまでの子供ですか。

- 実施機関 小学生位までです。
- 次に、他の既存図書館には、まだ防犯カメラの設置はありません。
- E委員 一番心配しているのは個室なのです。個室に小学生が入ることになると、防犯カメラでは対応できないと私は思っています。職員の配置は考えていないのですか。
- 実施機関 現段階では考えておりません。
- E委員 乳幼児だけでしたら、はっきり言って保護者がいるから心配ないのですけれども、小学生が利用するとなると、防犯カメラだけでいいのかなと、逆に危険ではないかなという感じがするのです。
- 実施機関 この部屋については、常時自由に出入りできるだけでなく、例えば子育てサロンの出前講座の場になったりとか、また、周りに多目的ホール、会議室等がありますので、そこで催し物があるときの準備室としての活用も兼ねたりすることから、今のところ職員の配置は考えていないのが実情です。
- E委員 常にいるというか、利用者があるときは嘱託員でも何でも配置しないと。表参道スクエアとは全然違うと思うのです。表参道スクエアは、完全にオープンですよ。出入口が広くて、ちょっと出入口が広過ぎて問題があると思うのだけれども、あのようなところでも、このような個室の中には防犯カメラを設けてはいないですよ。出入口だけで。この、プレイルームの1か所に防犯カメラを設置しただけで、それに頼ったのでは危険ではないかなという意識を持っています。
- あと、はっきり言って、プレイルームのようなものを持つ施設は、保健センター等、いろいろありますけれども、そういったところでは防犯カメラを見たことはありませんが、なぜ今回、この個室に設置するのでしょうか。極端な話をすると、プライバシーの侵害になるのではないかという気がしています。
- 実施機関 部屋は囲まれているかもしれませんが、自由に出入りできる、そのような部屋として想定していますので、用途としては、やはり、表参道スクエアのゆうあいひろばと同様であると考えています。
- 会長 この図書館は、既に建物として完成しているのですか。
- 実施機関 これからです。

会 長           これから工事に入るといことですか。

実施機関       平成23年度に開館予定ですので、今年度から本格的な工事に入ります。

会 長           先程の御説明の中で、このプレイルームは人目につきにくいスペースにあるということが、防犯カメラの必要性として挙げられていましたが、日当たりとか、いろいろ考慮されたと思うのですけれども、結果的になかなか人目につきにくいところに設置したという理由は何なのでしょう。

実施機関       やはり場所的に一番よい、外からもよく見えるというところだからです。

実施機関       それと、図面では見にくいかもしれませんが、フリースペースの方からも直接アプローチができて、さらに北側からもアプローチができてということで、出入り自体は気軽にできるようなスペースとして、特に用意しました。今、親子で、例えば食事等をくつろいでできる公共施設のスペースが足りないという要望もありましたので、フリースペースの自動販売機で飲み物を買って、プレイルームで休んだりというような、つながりも考えて用意した部屋です。

会 長           そうすると、資料1頁目に書かれている、防犯カメラの必要性の(1)にある、プレイルームが人目につきにくいスペースであるから必要だという理由付けは、今の御説明を聞いていると、必ずしも人目につきにくいということではないような気がするのですが。

実施機関       人目につきにくいという部分は、御指摘のとおり根拠として弱いかもしれませんが、やはり不特定多数の方が多数出入りするところで、防犯上、必要だと考えております。

                  また、実際図書館の中でよく見られる現象なのですけれども、公共施設だからということで安心してしまって、親御さんが子どもさんから比較的目を離してしまうことがあり、そのようなこともフォローするような形で導入したいと考えています。

会 長           この図書館に入るときは何か必要なのですか。それとも自由に入れるのですか。

実施機関       全く自由です。

会 長           全く自由にこのプレイルームにも入れるのですか。

実施機関       はい。プレイルームにも自由に入れますし、この施設そのものにも自由に

入れます。そういった意味では、表参道スクエアのゆうあいひろばと全く同じ利用条件になります。

会 長 他はいかがでしょうか。

C委員 ゆうあいひろばと同じような条件と説明されましたが、ゆうあいひろばにおいて、カメラを設置した後、何か未然に防げたとかということはあったのでしょうか。

実施機関 監視効果、抑止力にはなっているとは聞いていますが、具体的に、例えば事件件数が何件減ったとかという報告は出ていません。

C委員 それと、このプレイルームは、北側は子供のトイレか何かになっていますよね。そうすると、プレイルームは普通外から見えるようにガラス張りのようなところが多いですけれども、ここはそのようなガラス張りのような箇所は、この東側しかないということですか。

実施機関 東側、南側ともガラス面になっていて、中が見えるような状況になっています。

C委員 東側と南側の外側の部分には廊下か何かあるのですか。

実施機関 はい、回廊がございまして、そこを人が自由に歩くことができます。

C委員 では、警備の人とかも、そこまでは入れるということですね。

実施機関 そこまでは入れます。

B委員 文化会館の北の第1図書館、東図書館である第2図書館も、子供さんが結構集まって、同じような状況ではないかと思うのですが、その2つの図書館では、このようなことについてどのように考えているのかというのが1つと、それからカメラを設置することについての予算はどれぐらいを想定しているのかということについてお聞きしたいのですけれども。

実施機関 既存館につきましても、やはり子供が遊ぶスペースが館内にございます。そこはいろいろな人が出入りする場所でもあるのですが、そういう方の危険性もないとは言えない部分もありますので、そちらについては、今後、考えていきたいと思っております。

実施機関 予算については、今のところ200万円程度を予定しております。

B委員 第1図書館、第2図書館はもう既にできているわけです。この第3図書館は2年以上先に完成するわけですが、どうして既にできている方ではなくて、

この2年先のものが優先なのかなというところもよくわからないのですけれども、それは何か理由があるのでしょうか。

実施機関 プレイルームという部屋自体が、既存館にはない初めてのものだったので、犯罪を未然に予防できるものを用意できればと考えています。

次に、既存館については、職員が土日には1時間に1回とか、まめに巡回しておりますけれども、それでも建物の構造上、閲覧室等において、人に害を及ぼす以外の、置き引き等の物的犯罪が多いものですから、そうしたものを整理した上で、本審議会に諮っていきたいと考えております。

今回は特に、初めて設置するプレイルームにつきまして、ゆうあいひろばの事例も踏まえまして審議をお願いした次第です。

B委員 そうすると、今置き引きとかの話も出てきたのですけれども、第1、第2図書館については、置き引きの防止も想定して、カメラの設置を検討しているとお聞きしてよろしいわけなのですか。

実施機関 はい、考えています。

B委員 そうすると、1か所どころではなくて、かなり多数というようなことを検討されているということになるわけですか。

実施機関 現在事件が多数起きているところというのが、自転車置き場ですとか、閲覧室ですとかですので、それらの状況を整理した上で御審議をお願いするような方向になると考えております。

会 長 閲覧室での事件というのは、例えば図書が持っていかれたりということですか。

実施機関 そのようなこともあります。被害者がその場にいるときであったとしても、周りから手が伸びてきて足元に置いた荷物が取られたりとかという事件が、最近では増えてきましたので、そのあたりをよく検証した上での諮問になると考えています。

会 長 そうすると、結構被害届が出されているということですか。

実施機関 はい。

会 長 今いろいろな可能性を検討しているので質問させていただきますが、このプレイルームが、もし、非常に人目のつくようなところに設置されるとすると、例えばどこかわかりませんが、特にカメラの設置必要性はなくな

ということなのですか。つまり、どこにあってもやはり必要だと考えているのか、それともこの場所だから必要だと考えているのかですが。

実施機関 利用者は子供が多いということを考えますと、どこにプレイルームを置いたとしても、あったほうが万全だと思っております、今回審議をお願いいたしました。

会 長 あとはいかがでしょうか。

E委員 この図面からすると南半分が子供たちの図書館ですよ。ここも、先程説明があった職員の巡回は、1時間に1回程度しかないということですか。

実施機関 ここは巡回で対応するように考えています。あとはカウンターから、こちらの書架あたりを見るとかで監視をしていこうと考えています。

実施機関 また、本を書棚に戻すという作業もカウンターでは行われますので、この南側部分につきましては、返ってきた子供の本を書棚に戻すということで、職員がかなり頻繁に行き来する部分になると思います。

E委員 専属の職員は置かないで、ただ巡回だけで対応するということですか。

実施機関 今説明させていただきましたのは、カウンターについての職員が本の返却の作業で頻繁に行き来するということだけです。

会 長 職員の方は何人位、どのような方が配置されるのかは決まっているのですか。

実施機関 まだこれからです。

会 長 これからなのですか。

B委員 まだ建設されていないので、よくわからないかもしれませんが、大体常時子供さんが何人位いると想定しているのですか。

実施機関 以前に既存館のほうで調査をした数値なのですけれども、平日は約2,000人の方が、日曜日は3,000人強の方が図書館に来館しています。これは、大人、子供含めた数字ですので、子供だけの数字というのは出てはおりません。

B委員 そのプレイルームに入室できる人数はいかがですか。

実施機関 規模的には、保育室を想定しておりますので、40人位と考えています。親子ですと20組位を想定しています。

E委員 市の体育館にもプレイルームを作ったのですよ。最初はフリー開放にして



いたのですけれども、職員が全然対応できなくて、利用者がある場合にしか開けないと。使う場合には職員がつきっきりにいるとか、保護者がつきっきりになくっては開放できないという話になってしまったのですよ。市体育館のプレイルームも管理人室から見て一番端にある。そのあたりのところも考えると、防犯カメラだけでは無理かなという気がしています。やはり人で対応しないと無理ではないかなということですね。

実施機関 運営に関しては、これからも検討していきたいと思います。

E委員 まして初めての大きな児童図書館ですから、もう少し職員で対応しないと。万引きとかは、図書館でも現実的にあると思いますが、そのあたりのところも、人がいればある程度抑止効果があるのかなと。既存図書館にも防犯カメラをいっぱいつけるといったら、これこそ問題になってきます。少ない人でやりたいということはわかるのですけれども、できれば指導員という形で子供たちを図書に触れさせるという意味で、今のところは、人で対応することがいいのではないかなという気持ちですね。

会 長 工事はいつごろから着手される予定なのですか。

実施機関 今既に外構の工事とかをしておりますして、建物の工事は来年度、今年の6月以降から始まる予定です。

会 長 では、防犯カメラの設置というのは、工事としてはそんなに大変でもないということですか。

実施機関 はい。

会 長 この時期にこれを決めないと工事が進まないとか、そういうことはないわけなのですね。

実施機関 これから予算化していくに当たって、審議会で御承認いただくことが1つの条件になってまいりますので、諮問させていただきました。

会 長 職員を何人配置するとかは、いつ頃までに決まるものなのですか。

実施機関 それも来年度になります。

会 長 防犯カメラの設置は200万円と説明されましたけれども、職員配置より先に予算が決まるということですか。

実施機関 同時並行になると思います。利用の気軽さと、子供の安全ということを考えますと、やはり人を置いたとしてもカメラはあったほうが、よりよいもの

と考えております。巡回警備とかもこれから予算要求していくところではありますが、それらも合わせてカメラで対応するという方向で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 画像の保存期間については7日間と書かれていますが、これは自動的に7日たったら消去されるのですか。

実施機関 はい、消去されます。

会 長 ただし、犯罪が確認された画像については保存を延長できると書かれていますよね。

実施機関 そうですね。それらを定める要綱を設置するようになると思います。

会 長 そうすると、何か事件があったときにカメラで確認をして、必要だと認められれば7日間を超えてその画像を保存するということはできるという考え方ですね。

実施機関 はい、そのとおりです。何も問題が起きなければ、消去していきます。

会 長 他はよろしいですか。それでは、質疑はこれで終了いたします。

[実施機関（生涯学習課）退室]

会 長 それでは、諮問第4号についてですが、第3図書館のプレイルームに防犯カメラを設置してよろしいかどうかということになるかと思いますが、この点についてはいろいろご質問も出て、いろいろご意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

E委員 表参道スクエアも、部屋には防犯カメラをつけなかったと思うのですよね。入口のところだけで、人の出入りを確認するということであって。これは、中でなされていること自体を記録する装置ではないでしょう。出入りする人だけを見ようという形で表参道スクエアはつけたと思います。

ところで、最近、実際に表参道スクエアに行ってみました。私が内部に入っても職員はだれもやって来ませんでした。そのようなこと自体が、まず問題ではないのかなと。

今回の第3図書館の場合、裏の出入口から真つすぐストレートに、職員が目に入らないでこの部屋に行くことが可能なのです。そのようなことを考えると、防犯カメラ1台だけで、心配していることがクリアできるのかなと思います。このプレイルームが、防犯カメラを設置するにせよ、その気になれ

ば、自由にいくらでも入れるという場所でいいのだろうかということです。

次に、もし防犯カメラをつけるのなら廊下の方をちゃんと見たらどうですかという話になりますね。室内は外から見えるのですから。この出入口の方を外から見た方がいいのではないのでしょうか。このままでは、私は疑問であると思っています。

会 長           これは個室の中を、全体が見渡せるような形になっているわけですよね。

E委員           はっきり言って、中で遊んでいる人自体が監視されているということです。今までもいろいろ諮問がありましたが、極端な話、暴力事件が起こりそうな場合でも部屋内部には設置していないのです。そこの出入口しか設置していません。そのような点からみても、疑問を持っています。

C委員           先に監視カメラありきという感じを受けてしまいました。先程E委員が発言されたように、まず、プレイルームを管理し、安全面を確保するための人員を配置していただき、さらにプラスして、犯罪を未然に防ぐという抑止力としての監視カメラの設置でしたらいいのですけれども、最初に監視カメラありきということであれば、考えなければならないと思います。

B委員           私はずっと前から、この審議会で防犯カメラには反対だと言ってきており、今回も当然同じになるのですけれども、そもそも、ゆうあいひろばのときもそうでしたが、子供に対する犯罪の抑止という目的を実施機関は主張しますが、私も子供に対するわいせつ事件とかを何回か扱ったことがあるのですけれども、こんな場所で犯罪を行う人間はまずいないですよ。犯罪を行う方もいろいろ考えていますので。

さっきの話ですと、20組ぐらいの父兄がいるということでしたけれども、そのような衆目監視の中で子供にいたずらすることを考えているような犯人というのはちょっとあり得ない。非常に非現実的なことを想定して言っているとしか考えられません。もし事件が起こるとしても、本当に人目につきにくいところでしか起こりませんので、このような人目につくところで起こるということは、犯人が心神喪失等でもない限りは、ちょっとあり得ません。むしろ、賛成というわけではないのですが、図書館に設置するのであれば、まだ万引き防止とかの方が合理性はあると言えるのではないかと思います。

それから、ゆうあいひろばにおいて、防犯カメラを設置したことで何か効

果があったのかということについても、C委員から質問がありましたが、納得し得るような回答はなかったと言えると思います。ゆうあいひろばの際の議論でも私は反対だったのですけれども、そのとき、カメラを設置したことについて、後々どのような効果が発生したか、実施機関として検証していかなければならないというようなことも、確か意見として述べられていたと思います。それについても、先程の説明では疑問を持たざるを得ないと言えると思います。

また、防犯カメラの設置に200万円かかるという説明だったのですけれども、200万円あるのであれば、先程E委員も言われたとおり、はっきり言って、自由に人を雇えるということも、言えると思います。

会 長 余り文言にこだわってもどうかと思ったのですけれども、人目につきにくいスペースだから防犯カメラが必要だという論理立てについてですが、そうであれば人目につきやすいところに設置すればいいのではないかと、正直気になってしまったということと、それからC委員も言われていましたが、防犯カメラを設置すると防犯効果が非常に高いのだというような大前提があって、下手をすると防犯カメラを設置するから人は要らないのだみたいな話になってしまうところに、危惧を感じたのも正直なところですね。万全を確保するためのいろいろな方策の全体像が見えている中で、防犯カメラの位置付けが議論されれば、恐らくまた違った考え方にもなるかと思うのですが、先に防犯カメラありきみたいな話にどうしても聞こえてしまったので、そのあたりは私も非常に疑問を感じたというのが正直なところですね。

D委員はいかがですか。

D委員 この防犯カメラの必要性の理由があまりはっきりしないということが1点目と、個室ですので、プライバシーの侵害という問題が大きいと思うのが2点目です。つまり、なぜここにつけるのかという必要性がはっきりしないことと、それとトイレとかがありますので、プライバシーの侵害も大きいですから、防犯カメラよりも、やはり人が見たほうが、警備とかの面からもよいのではないかと思います。

会 長 そうすると、大勢として、消極的な意見が多いということになります。

E委員 この図面で人の配置について見ますと、プレイルームの入口を見ている人

が誰もいないのですよ。図書館の入口のところには人がいない。こちらのホールとかフリースペース、北と南と東に全然目が届いていない。そういう管理自体を考えるべきではないのかなと思います。

人が少ないので、この廊下のところには必要だよというのならまだわからないこともないのですが、極端な話、室内に防犯カメラを置いたとしても、では廊下へ出たときに、もし連れ去られたらどうするのだ等と、いろいろ出てきてしまいます。もっと管理体制をしっかりと考えるべきではないのかなという気がするのですよね。

B委員       私は、このような施設の中で事件が起きるおそれがあるということ自体が、ちょっと非現実的な議論ではないかなという前提に立っています。公共施設の中でそのような事件があったとは、報道でも聞いたことがないですね。何かあるとすると、本当に、田舎で1人で帰ったときに事件に遭遇したりとか、電車の中で、本当に密室であったとか、そのような人目につかないようなところで起こることが普通だと思います。このような不特定多数の人が自由に出入りできるような場所での犯罪を想定すること自体が、前提としてちょっとどんなものかなというのが正直なところでは。

会 長       そうすると、大きく論点としては2つあって、今御指摘いただいたような不特定多数の人が利用するから犯罪が発生しやすいのだというような前提が非現実的だということが第1、仮にそのようなことがあり得ると想定して防犯上いろいろな工夫をするにしても、人の配置とかの全体的な管理体制をまず検討した上で防犯カメラの必要性を検討するのであればよいけれども、今の段階だと全体的な管理体制についての議論が不十分な中で、防犯カメラの必要性だけが余り根拠ない形で出されているということに問題があるということが第2と、この2つの大きな論点を確認されたように思いますので、この件については、現段階では認められないという判断でよろしいでしょうか。

          [「はい」と言う人あり]

会 長       そうしましたら、この件につきましては、基本的には2つの問題がありますので、防犯カメラを設置しないこととするということで、この審議会の意見をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

E委員       現時点では必要性は認められないという話であって、防犯カメラを設置し

ないこととするとまでは言わなくても良いと思います。

会 長 確かに、防犯カメラの設置が必要かどうかを諮問されているわけですので、現時点では必要性は認められず、むしろ全体的な管理体制をしっかりと考えるべきだという表現にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

E委員 あと事務局をお願いしたいのですけれども、万が一、再度諮問を出すとすれば、先程B委員が言われたような表参道スクエアでのその後の実績や、体育館、中央図書館、東図書館、保健センター等、子供たちのプレイルームがある同じような公共施設がたくさんありますので、それらの実績を十分検討した上で諮問を出すべきではないでしょうか。それらの施設には防犯カメラが何もなくて、ここだけ設置したいとなると、余計問題になりますから。

会 長 そうですね。あと、この件について言えば、ある程度全体的な管理体制の中身が具体化してきた中で、防犯カメラの必要性をどうしても諮問したいというのであれば出していただくということになると思うのです。

E委員 職員を減らしたいというのはわかるのだけれども、これは、多分子供のための初めての図書館なのですよね。そうであれば、もう少し手を加え、面倒を見るべきではないのかなという気がします。今までの一般の対象者と違って、子供なのですから。

B委員 人がそれだけいれば、監視するという目的以外にも、遊びに来た子供さんにも手厚く対応ができることもあります。そういった意味からもやはり人員配置を優先的に検討するのが普通の考え方かなと思います。

会 長 それでは、先程のとおり、設置の必要性は認められないという結論を踏まえて、答申を作成するというところで御了解いただきたいと思います。

それでは、審議事項は以上の2件ですが、次に、個人情報取扱事務の届出に係る事項の報告がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 [資料に基づき事務局説明]

会 長 ありがとうございます。今御説明いただきました内容について、何か御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

会 長 それでは、特にないようですので、本審議会は、事務局説明のとおり、報

告を受けました。

その他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

E委員 先程の諮問第3号、これは単なる業務の追加とも言えるものですが、このように本審議会に諮らなくてはならないものなのですか。報告だけでよろしいような気がするのですけれども。

事務局 それにつきましては事務局と実施機関の間で議論がありました。実施機関としては報告でよいと考えたのですけれども、前年度にお諮りしたのは、市からお金を払う、すなわち市民に利益がある方でした。これに対して今回は、市民の皆さんから市にお金をもらう、すなわち市民に不利益がある方でしたので、念のため御確認いただいたということでございます。そのため、書類も前年度にお諮りしたものと異なるところを点線で囲むようにしたという状況でございます。

E委員 出ると入りの違いと、市民の不利益になるということですね。理解しました。

会 長 それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 特にございません。

会 長 それでは、予定していた審議事項、報告事項が全て終了いたしました。本日の議事録につきましては後日準備ができ次第郵送させていただくということでお願いしたいと思います。

予定の時間よりは少し早いですが、平成20年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会をこれで終了いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。